

国土交通省が所有する港湾施設の実地監査結果の公表

国土交通省が公共用財産として所有する港湾施設は、港湾法第54条又は第54条の2、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律第4条第2項又は第5条第1項若しくは沖縄振興特別措置法第108条第6項又は第8項の規定に基づき港湾管理者にその管理を委託しています。

国土交通省が港湾管理者にその管理を委託した港湾施設は、港湾管理者により適正に一般公衆の利用に供され、適時適切な維持管理がなされる必要があります。

そこで、中国地方整備局では委託した港湾施設の管理状況について、港湾法施行令第17条の9の規定に基づき監査を実施し、管理の適正化を図られるよう努めているところです。

平成24年度以降、令和7年3月末日までの間に中国地方整備局で実施した監査の結果、以下のとおり、是正を要する事項が見受けられましたので、内容、処理方針及び措置状況を公表します。

なお、是正を要する事項については、今後とも、管理の適正化を図る観点から可能な限り早期に処理するべく努めて参ります。

令和7年6月25日

(別 添)

○港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

問合せ先
港湾空港部 港湾管理課
港湾空港部 港湾事業企画課

連絡先
082-511-3904
082-511-3906

監査年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和6年度 実地監査分	浜田港	島根県	荷捌地敷	荷捌きの用途に関係ない建物が建設されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成19年度、平成26年度、令和元 年度、令和6年度指摘事項
	水島港	岡山県	物揚場敷 荷さばき地 物揚場（-2.6m）	民間企業所有の施設等が設置されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成30年度、令和2年度、令和6年 度指摘事項
			荷さばき地	コンテナが設置され簡易倉庫として利用されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※令和6年度指摘事項
			臨港道路敷	一部が駐車場として使用されている。 車庫等が設置されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成28年度、平成30年度、令和2 年度、令和6年度指摘事項
	呉港	呉市	広地区-4.5m岸壁	民間所有のクレーンが継続的に存置されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成28年度、令和2年度、令和6年 度指摘事項
			広地区荷さばき地	建築物やコンテナ等が設置されている。 一部が駐車場として使用されている。 荷さばき以外の目的の使用で使用料を徴収している。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成28年度、令和2年度、令和6年 度指摘事項
			広地区荷さばき地道路	危険な段差、陥没、ひび割れ等がある。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補 修を行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※令和2年度、令和6年度指摘事項
			多賀谷町南護岸	護岸前面が埋め立てられており、護岸としての機能が損なわれている。 施設内に用途と関係ないフェンスが設置されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成28年度、令和2年度、令和6年 度指摘事項
			寿船だまり護岸	護岸が物揚場等として使用されており、使用料を徴収している。 多数の小型船等が護岸に係船環を無断で設置し係船している。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成28年度、令和2年度、令和6年 度指摘事項
			寿町物揚場	民間企業の棧橋の足場が設置されているが、施設本体の劣化で崩壊の危 険がある。 大規模なひび割れや損傷がある。	施設利用者へ注意喚起を行うとともに、公共 性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。 施設利用者への安全対策を講じるとともに補 修を行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成28年度、令和2年度、令和6年 度指摘事項
			寿町荷さばき地	一部が駐車場として使用されている。 周辺に係留施設がないことから荷さばき地としての機能を有していな い。 民間企業の棧橋の足場が設置されているが、施設本体の劣化で崩壊の危 険がある。	施設利用者へ注意喚起を行うとともに、公共 性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成28年度、令和2年度、令和6年 度指摘事項
	岩国港	山口県	装束地区荷さばき地 装束地区臨港道路敷	倉庫や上屋が設置されていたり駐車場として利用されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成31年3月一部手続き実施（仮設 物設置にかかる所要手続き） ※平成27年度、平成30年度、令和3 年度、令和6年度指摘事項

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

問合せ先
港湾空港部 港湾管理課
港湾空港部 港湾事業企画課

連絡先
082-511-3904
082-511-3906

監査年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和5年度 実地監査分	広島港	広島県	臨港道路	舗装にひび割れがある。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修を行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成27年度、令和元年度、令和5年度指摘事項（継続中）
			西防波堤	施設内に無断で係留施設が設置されている。	公共性及び必要性の確認を行い、管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※令和7年1月に起重機船の撤去完了 ※平成23年度、平成27年度、令和元年度、令和5年度指摘事項（継続中）
			第4岸壁	上部工に係船岸の性能を損なうような損傷がある。	直轄施行による改良を行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成27年度、令和元年度、令和5年度指摘事項（継続中）
			廿日市地区けい船杭	防舷材本体に永久変形。 上部工に係船岸の性能を損なうような損傷がある。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修、必要な対策を行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成27年度、令和元年度、令和5年度指摘事項（継続中）
令和4年度 実地監査分	水島港	岡山県	荷さばき地	施設上に建物等が設置されている。 砂が長期間保管されている。	公共性及び必要性の確認を行い、管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成28年度、平成30年度、令和2年度、令和4年度指摘事項（継続中）
	宇部港	山口県	第二突堤東側物揚場 第二突堤東側岸壁 第二突堤西側岸壁 第二突堤西側物揚場	現状が異なる用途で管理されている。	公共性及び必要性の確認を行い、管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成28年度に野積場の使用許可については、許可面積を減少させる等一部改善。 ※平成18年度、平成22年度、平成25年度、平成28年度、令和元年度、令和4年度指摘事項（継続中）
			第二突堤南側物揚場	エプロンの一部に破損箇所がある。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修を行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成29年度より立入防止のバリケードを設置し、当面の安全対策は措置済み（現在、継続中） ※平成28年度、令和元年度、令和4年度指摘事項（継続中）
			第二突堤荷さばき地	現状が異なる用途で管理されている。	公共性及び必要性の確認を行い、管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※令和5年3月一部処理済 工作物にかかる所要手続実施。 ※平成18年度、平成22年度、平成25年度、平成28年度、令和元年度、令和4年度指摘事項（継続中）
			本港地区芝中岸壁（-7.5m）	防舷材本体の欠落が見られる。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修のを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※令和元年度、令和4年度指摘事項（継続中）

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

問合せ先
港湾空港部 港湾管理課
港湾空港部 港湾事業企画課

連絡先
082-511-3904
082-511-3906

監査年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和3年度 実地監査分	呉港	呉市	川原石物揚場	施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きを行っていない。	公共性及び必要性の確認を行い、管理委託契約に基づく手続きを行う。	令和6年度処理済により是正
			宝町埠頭~4.5m岸壁（その2）	施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きを行っていない。	公共性及び必要性の確認を行い、管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成29年度、令和3年度指摘事項（継続中）
			荷さばき地	施設の本来用途と異なった利用がされている。	公共性及び必要性の確認を行い、管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成29年度、令和3年度指摘事項（継続中）
			宝町岸壁	防舷材本体の欠損が見られる。 施設の本来用途と異なった利用がされている。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修を行う。 公共性及び必要性の確認を行い、管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※平成29年度、令和3年度指摘事項（継続中）
			宝町A護岸 宝町B護岸 宝町C護岸	護岸水叩き部に一部陥没が見られる。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修を行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※令和元年度よりフェンス等による立入禁止措置済み（現在、継続中） ※C護岸については、R5d補修完了。A、B護岸についてはR7d補修完了予定。 ※平成24年度、平成29年度、令和3年度指摘事項（継続中）
			宝町道路敷	施設の本来用途と異なった利用がされている。	公共性及び必要性の確認を行い、管理委託契約に基づく手続きを行う。	令和5年度処理済により是正
			宝町船揚場	施設本体の損傷が見られる。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修を行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※令和4年度よりフェンス等による立入禁止措置済み（現在、継続中） ※平成29年度、令和3年度指摘事項（継続中）
			市営倉庫前棧橋	施設本体の損傷が見られる。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修を行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※令和2年度よりフェンス等による立入禁止措置済み（現在、継続中） ※令和3年度指摘事項（継続中）
令和2年度 実地監査分	田後港	鳥取県	船揚場敷	船揚場敷の一部が原状変更（物揚場形状）されており、船揚場敷の背後には、港湾施設本来の用途以外で使用する上屋設置を承認し、使用料を徴収している。	公共性及び必要性の確認を行い、管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和7年度以降処理予定 ※令和2年度指摘事項（継続中）
	呉港	呉市	駿河防波堤	施設使用にかかる管理委託契約書の規定に基づく事前手続きを行っていない。	公共性及び必要性の確認を行い、管理委託契約に基づく手続きを行う。	令和6年度処理済により是正
平成30年度 実地監査分	水島港	岡山県	物揚場（-3.6m）	防舷材の一部に金具の緩みや亀裂等が見られる。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修を行う。	令和6年度処理済により是正